# 虐待または嫌がらせの申し立てに関するガイドライン

ライオンズクラブ国際協会は、YCEプログラムの参加者の安全と福祉を守るために尽力し、虐待または嫌がらせを許さない。申し立てがあった場合には、そのすべてを真摯に受け止め、以下のガイドラインに従って対応しなければならない。プログラム参加者の安全と福祉は常に最優先されなければならない。

ライオンズクラブ国際協会は世界中のライオンズクラブにチャーターを授与しており、個々の管轄区域にはそれぞれ独自の法律および規則がある。チャーターを受けた各ライオンズクラブは自治権を持っている。つまり、個々のライオンズクラブは、その所属する管轄区域の適用法規を遵守することを含めて、それぞれの日常的な運営管理に責任を負う独立した存在である。

ライオンズクラブ国際協会は、青少年と活動をともにする各ライオンズクラブが、青少年と接するために従う必要のある法律および規則に精通し、適用される一切の関連法規を遵守することを強く奨励する。すべてのライオンズクラブは、虐待または嫌がらせの申し立てに対応するクラブの法的義務と手続きについて、法律の専門家に相談することを奨励される。

現地の法律および規則を確実に遵守することは、チャーターを受けたすべてのライオンズクラブの義務である。遵守を怠った場合には、現地の法律に基づく説明責任、クラブのチャーター取り消し、および/またはプログラム活動の停止を含めて、重大な結果を招くことがある。

虐待または嫌がらせの報告を受けた時には、直ちに以下の手順を踏まなければならない。

### a) 被害者とされる青少年を保護する。

直ちに被害者とされる青少年の健康と福祉を確保する措置を取り、必要であれば医療または心のケアを受けさせる。安全のため、被害者とされる青少年が加害者とされる人物と接触すること、または顔を合わせることのないようにする。

### b) 申し立てを速やかに適切な法執行機関に報告する。

適用法違反があったと善意に基づき判断した場合には、直ちに適切な法執行機関（児童保護局、社会福祉局、および/または地元警察）に報告しなければならない。国および管轄区域によっては、報告が法律により義務付けられている場合もある。虐待または嫌がらせを含むがこれらに限定されず、適用法違反の申し立てに関する取り調べは、完全に法執行機関に委ねられなければならない。各ライオンズクラブ会員は、取り調べの前後および取り調べ中に法執行機関に協力しなければならない。

**c) 加害者とされる人物が青少年と接触することを禁じる。**

違反の疑いが解消されるまで、加害者とされる人物がYCE参加者と一切接触しないようにしなければならない。

**d) 可能な限りにおいて秘密と公平性を保持する。**

秘密保持を保証することは不可能であるが、状況に照らして実行可能な場合には、取り調べ中は関係者の身元および詳細は保護されるべきである。

**e) ライオンズクラブ国際協会への報告を欠かさない。**

法執行機関がライオンズクラブ会員を起訴した場合には、速やかにyouthexchange@lionsclubs.orgおよびlegal@lionsclubs.orgに通知する。